

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：パレスチナガザ地区水産業振興に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：22a00998

【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2023年3月29日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 入札の手続き

1. 公告

公告日 2023年3月29日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：パレスチナガザ地区水産業振興に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 -ランプサム型））
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹
- (4) 契約期間（予定）：2023年6月から2024年2月まで
上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。
契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヵ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。
なお、新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。
- (5) ランプサム（一括確定額請負）型契約
本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
調達・派遣業務部 契約第一課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
担当者メールアドレス：Nomura.Junko2@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
中東・欧州部 中東第二課
- (3) 日程

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 4月 4日 12時
2	入札説明書に対する質問	2023年 4月 5日 12時
3	質問への回答	2023年 4月 10日
4	入札書・技術提案書の提出用フォルダ作成依頼	入札書・技術提案書の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2023年 4月 14日 12時
6	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
7	入札執行の日時（入札会）	2023年 4月 27日 10時
8	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日翌日から起算して7営業日以内（連絡先：e-propo@jica.go.jp）

5. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届について、構成員の代表者印又は社印の押印が困難な場合、押印の省略を認めますので、押印省略の理由及び共同企業体結成の合意状況について、記載してください。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

提供資料:

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022年4月1日版)」
- ・ 契約書雛型、入札・技術提案に係る書式

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022年4月1日版)」については、技術提案書提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限: 上記4.(3) 日程参照
- 2) 提出先: 上記4.(1) 選定手続き窓口宛、
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法: 電子メール

- ① 件名: 「【質問】 調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ: 「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)

注1) 質問は「質問書フォーマット」の様式に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLの「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

- 1) 上記4.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)
- 2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認下さい。入札金額は回答による変更を反映したものと取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

8. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記4.(3) 日程参照

(2) 提出方法：

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) 技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4.(3) 日程にある期限日時までに、技術提案書提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ 技術提案書はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（千円未満切り捨て。消費税は除きます。）を、上記4.(3) 日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.(3) 日程を参照し提出期限日時までに別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) 技術提案書

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：22a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし

- ④ 添付ファイル：「22a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

- 1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記4. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

10. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 上記(1)の入札価格（消費税を除く。）は、各費目において千円未満を切捨てた合計（千円単位）とします。千円未満の端数がある入札価格（消費税を除く。）が提示された場合は、千円未満の端数を切り捨てた金額を入札価格とみなします。
- (3) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。
- (4) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (5) 入札保証金は免除します。
- (6) 入札（書）の無効
次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。
 - 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
 - 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
 - 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - 4) 明らかに連合によると認められる入札
 - 5) 同一競争参加者による複数の入札
 - 6) 条件が付されている入札
 - 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
 - 8) その他入札に関する条件に違反した入札

1 1. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時：上記4.(3) 日程参照

(2) 入札会の手順

1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。

2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は上記1 1.(2)のとおりです。

3) 入札途中での辞退：「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時まで電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。²

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

1 2. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、

配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「評価表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

² この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① (価格評価点) = 最低見積価格 = 100点
- ② (価格評価点) = 最低見積価格 / (それ以外の者の価格) × 100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

- 最も安価な見積額：価格評価点 = 100点
 - それ以外の見積額 (N)：価格評価点 = (予定価格 × 0.8) / N × 100点
- * 最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点70：30の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.7 + (\text{価格評価点}) \times 0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1 3. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、コロナ関連費等を両者協議・確認して設定します。

以上

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所やの参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「パレスチナガザ地区水産業振興に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式）-ランプサム型）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

(1) パレスチナにおける農業（水産セクター）の現状・課題及び本調査の位置づけ
パレスチナのガザ地区は地中海に面した立地から水産業が盛んで、18,000人が漁業・水産業で直接的に生計を立てている。水産物の流通に関わる企業や研究者など、間接的に水産業に関連する人々を加えると約11万人が同分野に依拠しており、人口約211万人の同地区において水産業の重要性は高い。一方、ガザ地区はイスラエルの厳しい封鎖の下にあり、漁獲水域の制限、船や漁具の修理部材の輸入制限など、様々な制約が同地区の水産業発展を阻害している。その結果、漁民の生計レベルは低く、パレスチナ農業庁（以下、「MOA」という。）の統計（2019）によれば、同地区の漁民の90%以上が貧困ラインを下回る収入レベルとなっている。また、漁業水域が制限され狭い水域に漁獲努力が集中するため、乱獲のリスクも高い他、厳しい経済状況の下で港や流通施設の老朽化が進み、自然環境や労働環境に悪影響を及ぼしていることから、漁業の持続性の確保も課題となっている。

こうした状況に対応すべく、パレスチナ自治政府は国家開発計画（2021年～2023年）の中で「農業の再生と地域コミュニティの強化」を謳っており、第一次産品の自国生産増加とバリューチェーンの強化、零細生産者を保護することとしている。また、MOAは国家農業戦略（2021年～2023年）の中で、重点地域とその地域の主要産品を定めるクラスター別開発を推進しており、ガザ地区では重点分野として水産業が挙げられている。このようにパレスチナ自治政府は、その国家戦略の中でガザ地区の水産業の発展を目指し、同分野における課題の解決を試みているが、その成果は十分に発現していない。

かかる背景のもと、MOAよりガザ地区の水産業振興のための協力が要請されている。

(2) 農業（水産）セクターに対する我が国及びJICAの協力量針等と本調査の位置づけ

対パレスチナ自治区国別開発協力量針（2017年9月）において、重点分野「経済的自立のための支援」の一環として、農業開発を支援すると定められている。対パレスチナ自治区JICA分析ペーパー（2016年3月）では、主要産業の一つである農業分野の活性化をめざし、農業技術の向上・普及を支援することで農業生産性や付加価値の向

上を図ることが必要であると分析している。

また本調査は JICA 課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）「農業・農村開発（持続可能な食料システム）」の主要な取組「水産資源の管理・活用」に位置付けられ、水産資源の適切な管理・活用を通じ、パレスチナの水産業の振興に寄与する。加えて SDGs ゴール 14（海の豊かさを守ろう）の達成に資するものである。

（3）水産セクターにおける他の援助機関の対応

- ・ UNSCO が UNOPS と FAO との連携の下で漁船の修繕を含めた漁業支援を計画中。
- ・ イタリア政府資金による FAO の協力で海面生簀養殖の実証事業を実施中。
- ・ イスラム開発銀行が市場の整備と太陽光パネルの供与を実施済み。
- ・ WFP が零細漁民向けに漁船修理のための人道基金を設立済み。

第 3 条 調査の目的と範囲

本調査は、ガザ漁業の持続性の確保と零細漁民の経済的強靱性の向上を目的として、JICA の今後の協力の方向性の検討を行うものである。本調査において受注者は、調査の目的を達成するため、「第 4 条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第 5 条 調査の内容」に示す事項の調査を実施する。また、調査の進捗に応じ「第 6 条 報告書等」に示す報告書等を作成する。

（1）調査対象地域

ヨルダン川西岸地域（ラマッラ、ジェリコ）、ガザ地区、イスラエル（テルアビブ、西エルサレム）。調査サイトはカッコ内を想定。

（2）相手国機関名

和名 農業庁水産局

英名 General Directorate of Fishery, Ministry of Agriculture

第 4 条 調査実施の留意事項

（1）イスラエルによる規制等を考慮した調査

ガザ地区はイスラエルによる厳しい管理下に置かれており、人・モノ・資金の入出域に困難が生じる場合があることに留意し、今後の支援案を検討する際には、上記の観点を含めて実施の可能性を検討する。介入案を検討する際に、可能な限りガザ域内で入手可能な物品を使用することを想定する。

加えてガザ地区は、治安・政治的状況によっては突如封鎖され日本人専門家が現地に入れなくなる可能性があることから、日本人専門家が現地に入れなくなった場合でも調査を継続できる体制³（「調査補助要員」（特殊傭人）活用の提案（後述「4. 経費精算に係る留意事項」にて特殊傭人に係る費用は定額で計上を求めていることとしている）の検討・提案を行う。

（2）水産資源管理に係る支援の検討

今後の援助方針の策定に役立てるため、ガザ地区の水産資源管理に関する情報収集と協力ニーズの検討を行う。当地区においては、漁網の目合い規制や禁漁期間の設定

³ 技術提案書にて提案すること。

など、規制はある程度整備されているものの、その執行体制が弱く有名無実化している。かかる状況の原因を追究すると同時に、より効果的な水産資源管理の実施のために「共同資源管理」の概念を導入することを想定し、行政側の意思決定プロセスのみならず漁民側の組織化の状況、利害調整・合意形成プロセスや執行体制の確認も行うこととする。

(3) 水産インフラの事業化可能性の検討

今後の援助方針の策定に役立てるため、ガザ地区の水産インフラ整備の事業化可能性に関する情報収集と協力ニーズの検討を行う。検討にあたっては、当該インフラの整備が具体的にどういった裨益効果を生むのかをよく検証し、実施の意義を明確にすることが望ましい。裨益効果については、経済性のみならず、労働環境改善、環境負荷低減、漁業持続性など様々な観点から説明され得るため、でき得る限り包括的かつ定量的な効果の検証を目指す。過去に日本政府が整備した物品もあるため、それらとの相乗効果を生む新規案件の検討も有効である。加えて、ガザ地区の特殊な環境における案件の実施可能性（ローカルコントラクターの活用有無/活用する場合活用方法、建機や建築資機材の調達可否等）についても簡易に情報収集することが望ましい。

(4) 養殖セクター開発に係る支援の検討

今後の援助方針の策定に役立てるため、ガザ地区養殖セクター開発に関する情報収集と協力ニーズの検討を行う。ガザ地区では、イスラエルにより漁業水域が制限されているため、水産資源管理の観点も含め、大幅な漁獲量の増加は期待できず、そのため養殖業に対する期待は政府・漁民共に大きい。海面養殖については、FAOとイタリア政府の支援でパイロット事業を実施しており、陸上養殖については二つの民間企業が参入している。いずれも現地でデニスと呼ばれるヨーロッパヘダイを養殖しているが、他の魚種への展開も期待されているところ、その実施可能性を検討する。また、既存の陸上養殖では、沿岸部で塩分を含んだ地下水を利用しているが、ガザ地区における土地と水の希少性（人口密度が非常に高く、土地・水不足の傾向）と高付加価値水産物へのニーズの高さから、完全閉鎖循環式陸上養殖の導入も検討の余地があると思われるところ、事業化の可能性（特に採算性）について検証する。また、いずれの養殖方式においても最終的に実施するのは民間の個人・企業となるため、政府の養殖業振興の取り組み状況を確認し、介入の余地の有無を検討する。

(5) 漁業操業コストの低減に係る支援の検討

今後の援助方針の策定に役立てるため、ガザ地区の漁業の操業コスト低減に関する情報収集と協力ニーズの検討を行う。既存の漁業の漁法や収益構造を詳細に分析したうえで、漁法や漁具（特に集魚灯）をより効果・効率性に優れるものに置き換えることを検討する。その際、使用する資機材の当地区での流通状況にも留意する。また、モノの流れのみでなく、それらの漁法や資機材を扱う人的資源の有無にも留意する。

(6) 水産生計活動の多様化に係る支援の検討

今後の援助方針の策定に役立てるため、当地域の水産生計活動の多様化に関する情報収集と協力ニーズの検討を行う。水産バリューチェーンの詳細な分析を通じ、流通網の改善ニーズと新たな経済機会の存在を確認し、その実施可能性を検討する。特に輸入水産物（塩干魚など）については、代替的なガザ地区内生産により女性への雇用機会創出にも繋がるため、その実施可能性に留意する。流通の改善には、既存のインフラ等設備の改善に加え、加工や梱包の工夫による消費期限の延長なども含む。ま

た、日本政府は「平和と繁栄の回廊構想」の下、西岸地区ジェリコ県にてジェリコ農産加工団地（JAIP）を整備し、日本、パレスチナ、イスラエル、ヨルダンの4者による地域協力により、パレスチナの経済的自立を促すことを目指しており、介入案の検討時にはJAIPの利用も一案として検討する。

（7）調査過程での包摂性の確保

我が国の過去の協力の成果と教訓を確認し、それを踏まえて協力の可能性を検討する。特に、現地調査では、現地の社会・文化・宗教的特性に配慮しつつも可能な限り多様な社会階層（通常の調査対象である漁民組織幹部や船主、中核漁民に加え、一般組合員、乗組員、若年層や女性を含める）から意見聴取を行い、環境社会配慮やジェンダー主流化に留意するとともに漁民やコミュニティ主体の開発となるよう検討を行う。

（8）ガザの現状を踏まえた調査

調査の際には、西岸に拠点を置く農業庁とも情報共有を行いながら進めることとする。また、調査方法の検討や候補案件のフィービリティ検証の際には、現在のガザの状況を踏まえること。

第5条 調査の内容

（1）水産行政の概要の確認

- ア 水産分野開発計画など上位計画や関連計画の確認
- イ 水産に係る関連機関の組織構成、人員、財政状況の確認
- ウ 水産関連事業（漁業振興、資源管理、養殖、加工・流通促進、違法・無報告・無規制（IUU）漁業取締り等）の実施状況及びその方策の確認
- エ 既存水産統計データ収集体制、データ収集方法の精度及びデータの範囲と質の確認
- オ 水産物の衛生基準、品質基準（パレスチナ、イスラエル）
- カ 大学・研究機関等との連携状況の確認

（2）水産資源管理に関する調査

- ア 水産資源管理に係る政策や方針の確認
- イ 水産資源のモニタリング状況（モニタリング手法、対象魚種、組織体制、予算）
- ウ 水産資源管理に係る法制度とその執行状況、執行上の課題の確認
- エ 近隣国や広域での水産資源管理メカニズム（East Med等）への参加有無とその活動内容の確認
- オ FAO等の国際機関による水産資源管理に関する支援状況とその評価結果の分析
- カ 陸地起源の海洋汚染源対策を含めた、海洋生態系保全と行政の管理体制の確認
- キ 水産資源管理に関する漁民の意識調査
- ク 漁民の組織化の状況およびその役割と機能の確認
- ケ 漁民間の合意形成・利害調整のプロセス、参加の度合い（包摂性も含め）とその効力の確認

（3）水産インフラの事業化可能性に関する調査

- ア 水産インフラ（例：水揚場、船着場、船の上架機、卸売市場、ソーラーパネ

- ル、保冷库、製氷機など）に関するニーズの調査と既存インフラの抱える課題の確認
 - イ インフラを整備した場合の概算コストとそれによる便益（経済性、労働環境改善、環境負荷低減、漁業持続性の観点から）
 - ウ 日本が過去に整備した資機材のリスト化と使用状況の確認
 - エ インフラ整備後の維持管理体制（人的資源、予算）の確認
 - オ インフラ整備の実施体制（現地業者、資機材の調達状況、関連法規）の確認
- （４）養殖セクター開発に関する調査
- ア 完全閉鎖循環式を含む新たな生産システム導入の実施可能性とその事業性の確認
 - イ 新たな養殖対象種の導入可能性の確認
 - ウ 養殖振興に係る政府の対応状況の確認（補助金、事業許認可等の法規制（海面使用に係る法規制含む）、外来種導入制限、防疫体制等）
- （５）漁業操業コストの低減に関する調査
- ア 漁業の概況と課題（主な漁具・漁法、漁具・漁船の流通状況、労働環境、安全性等）の確認
 - イ 漁業の収益状況（漁場、漁獲量、漁獲対象種の推移、出荷価格、出荷ルート、コスト構造、市場価格、競合品分析）に関する課題の確認
 - ウ 漁具・漁法の改善の可能性の検討
 - エ 漁民の金融アクセスに関する情報収集（Palestinian Agricultural Credit Institute、Bank of Palestine、組合融資、家族金融など）
 - オ 漁民の生計状況（生計状況、男女の作業分担等、県別の生計状況の分布、他省庁による支援）の確認
- （６）水産生計活動の多様化に関する調査
- ア ガザ地区内外への水産物流通（量・品種・経路）の概要把握と水産バリューチェーン関係者の確認
 - イ 水産物の鮮度・品質管理の現状と課題の確認（漁獲・水揚時、流通時、販売時、コールドチェーン等）
 - ウ 消費者の嗜好と消費傾向の確認
 - エ 地区内代替生産が可能な輸入水産物の特定と地区内生産・加工の実施可能性の確認
 - オ 水産物の地区外輸出の可能性検討
 - カ 水産物の競合・代替食材との価格比較（ガザ・西岸）
 - キ 水産物の加工状況と消費者の水産加工品の購買動向の分析
 - ク JAIP(Jericho Agro-Industrial Park)との連携可能性の検討
- （７）他国及び国際援助機関による水産分野における協力実績・内容の収集
- ア 他ドナーによる支援状況
 - イ UNSCO プログラムとの連携案の検討
- （８）上記（１）～（７）を踏まえた今後の JICA の協力量針・協力プロジェクト案の検討・提案

第6条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5) ファイナル・レポートを最終成果品とし製本をする。「第5条 調査の内容」に示す事項及び発注者の指示に従い、遅延なく提出する。なお、記載事項・提出時期については、発注者と受注者で協議のうえ最終決定する。

(1) 業務計画書

記載事項：調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：契約開始後 10 営業日以内

部数：和文（電子データ）

(2) インセプション・レポート

記載事項：国内作業による調査結果、現地調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼等

提出時期：現地調査開始 3 週間前

部数：和文・英文（電子データ：PDF 形式、Word 形式）

(3) インテリム・レポート

記載事項：現地作業結果全体成果

提出期限：主たる現地調査終了後 3 週間以内

部数：和文・英文（電子データ：PDF 形式、Word 形式）

(4) ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：調査結果全体成果

提出時期：ファイナル・レポート提出の 1 か月前まで

部数：和文・英文（電子データ：PDF 形式、Word 形式）

(5) ファイナル・レポート

記載事項：調査結果全体成果

目次案を提出のうえ

提出時期：2024 年 2 月 20 日まで

部数：和文 5 部、英文 5 部（和英ともに製本）、CD-R 和文・英文各 1 部ずつ

(6) ファイナル・レポートの目次案

各報告書（業務計画書を除く）の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定にあたっては、発注者と受注者で協議、確認する。

- ① 業務の概要
- ② 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- ③ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ 調査の内容の進捗、達成度
- ⑤ 今後の活動／協力に向けての提言

<添付資料>

- ・業務フローチャート
- ・要員計画・実績 ・議事録等

(7) 報告書作成にあたっての留意事項

- ・ 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- ・ 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書と資料編の項目の照合が容易に行われるよう工夫を施すこと。
- ・ 報告書本部中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記すること。
- ・ 可能な限り表や図を用いること。
- ・ 調査対象機関との協議に係る議事録は、報告書に添付して提出すること。
- ・ 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
- ・ 報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項 (技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「1. 技術提案書の構成」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	留意事項をよく踏まえた調査方針	第4条 調査実施の留意事項
2	現地コンサルタントの活用方法	第4条 調査実施の留意事項
3	具体的調査項目	第5条 調査の内容
4	他ドナーの支援動向の情報収集方法	第5条 調査の内容

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書の構成

技術提案書に記載すべき内容・構成と頁数上限は次表のとおりです。

記載事項	頁数上限	
	1社	JV
表紙		
1 コンサルタント等の法人としての経験、能力 (1) 類似業務の経験 <u>類似業務：途上国に対する水産、畜産、農業分野におけるコンサルティングサービスの提供</u> (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）	5 1～2	注 1～2
2 業務の実施方針等 (1) 課題に関する現状認識 (2) 業務実施の基本方針 (3) 作業計画 (4) その他	5頁以下 5頁以下 3～4 1～2	
3 業務従事予定者の経験、能力等 (1) 評価対象業務従事者の経歴	6／人	

注) 共同企業体を結成する場合、「類似業務の経験」は、各社（共同企業体代表者及び構成員）にてそれぞれ記載するため、「5枚×社数（共同企業体代表者及び構成員の社数）」を上限として下さい。

注2) ISO9001等の品質保証システムや語学能力等の認定書は上記頁数には含まれません。

2. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 3.66 人月

(内訳) 現地作業： 2.66 人月 (現地渡航回数：延べ4回)

国内作業： 1.00 人月

※現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は、以下の分野を担当する業務従事者を想定していますが、これは発注者が業務量を想定する際に用いた仮定ですので、業務内容及び業務工程を考慮の上、適切に業務従事者を構成願います。

- 1) 業務主任者／零細漁業開発 (漁業改善、インフラ整備分野担当) (2号)
- 2) 水産バリューチェーン (養殖・生計改善分野担当) (3号)

(4) 業務従事予定者の経験、能力

各評価対象者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：零細漁業開発】

- 1) 類似業務経験の分野：零細漁業開発、漁業改善、または、水産分野のインフラ整備
- 2) 対象国及び類似地域：全途上国
- 3) 語学能力：英語

【業務従事者：水産バリューチェーン】

- 1) 類似業務経験の分野：水産バリューチェーン、養殖、または、水産分野の生計改善)
- 2) 対象国及び類似地域：全途上国
- 3) 語学能力：英語

※総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。

【留意事項】 語学の証明書に関して、TOEICのIPテストによるスコアレポートも可とした暫定運用は2022年9月末にて終了してまいりますので、ご注意ください。なお、CASECやJICA専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっております。

(詳細：https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html)

(5) 配付資料／公開資料等

特になし。

(6) 便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（*語⇔*語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(7) 安全管理

最新の治安情勢に基づき事業実施上の支障や潜在リスク等について在外公館や事業実施機関より情報収集を行ってください。また、事業実施機関やパレスチナ事務所と連絡協議体制を構築してください。

また、発注者の安全対策措置を遵守してください。同措置に基づき、パレスチナ渡航前・後に、必ず以下の事項を行うと共に、渡航前に所定の書式を用いて関係者の渡航計画や業務実施状況を発注者に提出し、渡航の承認を得てください。

また、治安状況を踏まえ、ローカルコンサルタントの活用やオンライン面談等、効率的な調査の実施方法を検討ください。

1) 渡航前

1. JICA 作成の「パレスチナ安全対策マニュアル」を読んでください。
2. 渡航前もしくは到着時に JICA パレスチナ事務所からセキュリティブリーフィングを受けてください。（ガザ地区渡航の場合は、渡航前に JICA 安全管理部からセキュリティブリーフィングを受けたうえで、到着時に事務所からもセキュリティブリーフィングを受けてください。）
3. 外務省「たびレジ」への登録を全業務従事者各自で行ってください。
4. JICA パレスチナ事務所への情報共有
JICA パレスチナ事務所が求める情報（便名、発着時間、訪問先、宿泊先、移動手段、携帯電話番号（緊急連絡先）等）を連絡してください。

2) 渡航後

1. JICA パレスチナ事務所への移動届の提出
滞在都市、宿泊先（伴う場合）、移動手段、緊急連絡先を明記してください。
2. 宿泊先
事務所の定める利用可能ホテルのみ宿泊可能です。
3. ガザ地区での行動規範

- ・ ガザ地区における移動は防弾車のみとし、徒歩は禁止とします。
- ・ 活動時間は、7:00 から 17:00 までとします。業務上 17 時以降に外出する必要がある場合には、20 時までに宿舎に戻ることにします。17 時以降の夜間外出は、理由、外出場所、時間を日本時間の 2 営業日前までに安全管理部に連絡、安全管理部の承認を経たうえで行動することとします。
- ・ エレッツ検問所は原則 7:30-15:00 の開閉時間のため、確実に出域できるよう、14:00 までには同検問所手前のパレスチナ側待機場所（4-4/ハムサハムサ）に到着するよう計画を立ててください。
- ・ 各自、携帯電話（パレスチナ通信会社のもの。イスラエル通信会社のものを併せて持つことが好ましい）を常時携帯してください。
- ・ レストランの利用は極力控えてください。利用を要する際は、パレスチナ事務所による事前の安全確認済みの場所に限定します。
- ・ パスポート及び入域書類を常時携帯してください。
- ・ ガザ地区での宿泊は基本出来かねます。

（8）評価対象者の制限

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の 4 分の 3 までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の 2 分の 1 までを目途とします。なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。

評価対象業務従事予定者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体から同意書（自営の場合は本人の同意書）（様式はありません）を取り付け、技術提案書に添付してください。

（9）外国籍人材の活用

外国籍人材の活用を認めます。

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国 ODA の実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の 2 分の 1 及び業務従事者数の 2 分の 1 を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

（1）コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する

各団員の経験や能力等はもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

(2) 業務の実施方針等

「第2章 特記仕様書」について競争参加者が理解した内容や課題認識、業務の基本方針などについて記述して下さい。他の文献等の内容を引用した場合には、その出典・引用元を必ず明らかにして下さい。

1) 課題に関する現状認識

本業務にあたり、現時点で競争参加者が認識している以下の項目について整理の上、記述して下さい。

① パレスチナにおける水産セクターの現状と課題

2) 業務実施の基本方針

「第2章 特記仕様書」で示した内容及び上記1)の課題に関する現状認識の下、競争参加者がどのような方針で業務に臨むのか記述して下さい。

運営面では当該業務実施のために特に配慮すべき実施体制等を、技術面では当該業務の目的等を理解した上でどのような事柄に留意し業務を実施するのかを検討した上で記述して下さい。

3) 作業計画

上記「2) 業務実施の基本方針」での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です。なお、様式4-4の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください)。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又はJICA(JICAの現地事務所を含む。)からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとして下さい。

1) 形式

技術提案書は、A4版（縦）、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数については35行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

2) 構成・分量

上記「1. 技術提案書の構成」に記載した頁数を上限として作成して下さい。

4. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するについては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

「第3章 技術提案書作成要領」の2.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「8.(2) 提出方法」に基づき提出して下さい。

- 1) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費（海外旅行保険の一部費用、PCR検査代及び隔離期間中の待機費用等）
- 2) 防弾者手配費

(3) 定額計上について

以下の経費については定額で計上を求めるとします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。

定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。精算報告の対象となり、証拠書類に基づいて実費精算します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目	
1	調査補助傭人の備上	第4条 調査実施の留意事項	2,720,000円	補助員人件費 34千円×40日×2名を想定	一般業務費	特殊傭人費
2	特殊傭人の宿泊費	ガザ地区が閉鎖された場合	540,000円	13,500円/泊×20泊×2名分を想定	一般業務費	旅費・交通費
3	防弾車手配費（ガザでの業務にあたり必要）		1,680,000円	70千円/日×24日分を想定	一般業務費	車両関連費

(4) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

（5）その他留意事項

1）パレスチナ（イスラエルを含む）における宿泊については、JICA の安全対策措置の関係から、現地での宿泊施設が限定され、当該施設の宿泊料が著しく高く、所定の宿泊料では滞在が困難である場合には当該宿泊料を超えて実費相当額を請求できるものとします。見積積算上の宿泊料は、指定上限額を用いてください。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の逡減は適用しません。

別紙：評価表

評価表

評価項目	評価基準(視点)	配点(例)
1. コンサルタント等の法人としての経験、能力		10
(1) 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似業務については実施件数のみならず、業務の分野(内容)と形態、発注業務との関連性並びに実施国の類似性に鑑み総合的に評価する。 ● 類似業務はJICA発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。国際機関や途上国政府機関からの直接受注については、業務実績の多様性等の観点から、高く評価する。 ● 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。 ● 概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。 	6
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制(本邦/現地)	<ul style="list-style-type: none"> ● 現地支援体制や社外有識者の支援など、業務の質・効率向上のための体制が整備されているか。支援内容が具体的か。 ● ISO9001等の品質保証システムの認証を受けているか。 ● 安全管理、報告書作成体制(校正や翻訳の質を確保するための体制)が整備されているか。 ● 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定・プラチナくるみん認定」、若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」、女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」を受けている場合は評価する。 	4
2. 業務の実施方針等		50
(1) 課題に対する現状認識	<ul style="list-style-type: none"> ● 提示した課題について、広い視野から全体像が把握されているか。 ● 課題について総花的な記述ではなく、課題の核心を捉えた記述となっているか。 ● 抽象的な記述ではなく、具体的な事例や統計データ等に基づいた記述となっているか。 ● 記述内容について、適切に出典を伴った根拠が示されているか。 	20
(2) 業務実施基本方針の的確性	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務の目的及び課題認識等に基づき業務実施のクリティカルポイントを押さえ、これに対応する業務方針が示されているか。 ● 途上国での業務という制約条件を適切に認識した業務実施の実現可能性や作業の具体性が確保されているか。 	20
(3) 作業計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ● 提示された業務実施基本方針に見合った作業計画となっているか。 ● 作業計画を実施するのに十分な業務従事者が配置されており、担当分野の構成が適切で業務実施上重要な専門性が確保されているか。 	10
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力		40

(1) 業務主任者の経験・能力：零細漁業開発（漁業改善、インフラ整備分野担当）		27
イ 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似業務の多寡、類似程度や関連業務実施の経験等に鑑み総合的に評価する。 ● 類似業務は機構の発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。国際機関や途上国政府機関からの直接受注については、業務実績の多様性等の観点から、高く評価する。 ● 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。 ● 最近10年程度の経験にプライオリティをおき評価する。 	10
ロ 対象国・地域での業務経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価対象となる業務は海外業務全体とするが、視察、学会出席等は含めない。 ● 発注業務の質、効果効率の向上につながる経験を重視する。 ● 業務従事の長短を考慮する。 	3
ハ 語学力	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定の外国語レベルについて、検定等の成績を評価基準に照らして評価する。 	4
ニ 業務主任者等としての経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 最近10年に実施した業務主任経験（副業務主任経験を含む。）にプライオリティをおき評価する。 ● 海外業務の経験を国内業務に比し高く評価する。 	6
ホ その他学位、資格等	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去に発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格などがあるか。 	4
(2) 業務従事者の経験・能力：水産バリューチェーン（養殖・生計改善分野担当）		13
イ 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似業務の多寡、類似程度や関連業務実施の経験等に鑑み総合的に評価する。 ● 類似業務は機構の発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。 ● 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。 ● 最近10年程度の経験にプライオリティをおき評価する。 	7
ロ 対象国・地域での業務経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価対象となる業務は海外業務全体とするが、視察、学会出席等は含めない。 ● 発注業務の質、効果効率の向上につながる経験を重視する。 ● 業務従事の長短を考慮する。 	2
ハ 語学力	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定の外国語レベルについて、検定等の成績を評価基準に照らして評価する。 	2
ニ その他学位、資格等	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去に発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格などがあるか。 	2